

明石市国民健康保険運営協議会公募委員募集要項

明石市では国民健康保険の重要な事項を審議するため、国民健康保険法に基づき明石市国民健康保険運営協議会を設置しています。委員は被保険者を代表する委員 3 名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 名、公益を代表する委員 3 名、被用者保険等保険者を代表する委員 2 名の 11 名で構成されています。

このたび、現委員の任期が満了することから、被保険者を代表する委員の選任について、明石市市民参画条例に基づき、被保険者の意見を反映させることを目的として、一般公募を実施します。

- 1 募集人数** 3 名
- 2 応募資格** 令和 8 年 1 月 16 日現在で、次の①～⑤の要件を全て満たす人。
(任期中に要件を欠いた場合は辞任となります。)
①明石市国民健康保険の被保険者の資格を有する者
②満 18 歳以上 72 歳未満の者
③世帯の国民健康保険料に滞納がない者
④本市の他の審議会の委員の兼職が 5 件以上でない者
⑤本市の職員又は市議会議員でない者
- 3 応募方法** 公募委員申込書に必要事項を記載し、A 4 サイズの用紙に「国民健康保険制度について」をテーマに 800 字以上 1,200 字以内の小論文を作成の上、添付して、公募期間内に本人が持参又は特定記録郵便により提出して下さい。
- 4 公募期間** 令和 7 年 11 月 17 日（月）から令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 5 時まで
(持参の場合は、土日祝日を除く。)
- 5 活動内容等** ①協議会に出席し、国民健康保険について、被保険者の立場から意見や提言を行います。
②協議会の開催は、年 1～3 回、平日の執務時間中に行います。
③協議会へ出席した場合は、規定により報酬をお支払します。
④委員情報（氏名、公募委員であること等）は市ホームページ等で公表されます。
また、会議は原則公開で行われ、会議録についても公表されます。
- 6 任期** 令和 8 年 1 月 16 日から令和 11 年 1 月 15 日までの 3 年間
- 7 選考方法** 公募委員申込書及び小論文により書類審査を行い、必要と判断した場合は面接を行います。
- 8 その他** 選考の結果については、後日応募者本人宛に文書で行います。なお、応募書類については返却いたしません。

【提出及び問い合わせ先】

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号（明石市役所窓口棟 2 階 12 番）

明石市国民健康保険課管理係 委員公募担当

電話 078-918-5021 FAX 078-918-5105